

し尿汚泥肥料から許容基準を超える水銀を検出 農林水産省



独立行政法人肥飼料検査所は、肥料取締法に基づき9月10日に沖縄県の石垣市し尿処理場に対して立入検査を行いました。収集したし尿汚泥肥料(肥料名:石垣1号、検査対象数量:1トン)のサンプルから、肥料取締法の許容基準(2ppm)を超える2.7ppmの水銀を検出しました。

検査したし尿汚泥肥料については、肥料取締法に基づく肥料の生産登録(登録年月日:平成13年2月26日、登録番号:生第81349号)を取得後、今日まで出荷された実績はなくすべて工場内に保管されています。しかし、今回の結果を踏まえ、農林水産省としては石垣市に対して、引き続き出荷の停止と適切な保管を指導しました。

なお、今後新たな状況がわかり次第、その都度公表を行います。また、石垣市に対しては肥料取締法に基づく報告を命じ、必要な措置を検討していくようです。

資料: 2003年9月26日付 農林水産省 プレスリリース

機器分析個所 市川 雅俊

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

